

所得税の確定申告 市・県民税の確定申告

2月16日から3月15日まで



今年も税金の申告時期になりました。所得税の確定申告、市・県民税の申告は、2月16日から受付けますが、贈与税の申告と納期は2月1日から受付けています。申告期限はいずれも3月15日です。期限が近づくと窓口が混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。

この申告によって、所得税は平成元年分の税金が確定し、また、市・県民税は平成2年度の税金を計算する重要な申告です。

期限内に正しい申告をしましょう。

確定申告が必要な人

- 一般人
 - 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
 - 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人

※昨年、新しく開業された人や昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてみて下さい。

△参考▽

元年中の各種の所得金額が、次の額を超える場合には申告が必要です。

- 独身者の場合 35万円
- 夫婦者の場合 105万円
- 夫婦と子供1人の場合 140万円
- 夫婦と子供2人の場合 175万円

(配偶者に収入がなく、子供が特定扶養親族に該当しない場合です。)

なお、社会保険料控除、生命保険料や損害保険料控除があれば、さらにこの金額に上積みとなります。

サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、

所得税の確定申告の相談日

月	日	時間	会場
2月16日(金)	3月15日(木)	9時～16時	長門税務署
2月27日(火)			俵山支所

(注) 日曜日並びに2月24日及び3月10日を除く。土曜日は正午まで。



確定申告をすれば税金が戻ってくる人

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような場合などは、申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

○ 雑損控除の適用を受ける場合

- 合 風水害や震災などにより、住宅や家財などに一定額以上の損害を受けた時は、所得税の軽減や、免除が受けられます。(雑損控除)
- A 損害額ー所得金額の10%
- B 損害額のうち災害関連支出の金額ー5万円

○ 医療費控除の適用を受ける場合

病气やけがなどで多額の医療費を支払った場合、次の算式によって計算した額から差し引かれます。

負担した医療費ー(10万円と所得の5%のどちらか少ない額) Ⅱ 医療費控除額(最高2百万円)

こんな時は住宅取得控除が受けられます

住宅ローン等を利用してマイホームを取得したり、増設

築をしたりしたとき、一定の要件にあてはまれば、入居した年から5年間、住宅所得等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

主婦のパートと税金

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかたりします。

夫の所得から配偶者控除が受けられるのは、パートによる所得が35万円以下の場合です。

パート収入は、通常、給与所得になります。給与所得は、年収から給与所得控除額(年収が161万9千円未満までは一律に65万円)を差し引いて求めますので、年収が、100万円(月平均8万3千円)までなら配偶者控除が受けられます。

従って、パート収入が100万円を超えますと、夫の所得から配偶者控除が受けられないこととなります。

次に、主婦にいくらから税金がかかるかは、主婦自身がどんな所得控除が受けられる